

小児慢性特定疾病医療費助成 制度における指定医について

指定医の有効期間・職務について

【有効期間】

- 指定医の有効期間は、指定を受けた日から5年間です。
- 有効期間満了後も引き続き診断書を作成される場合は、更新申請が必要となります。その時期になれば、更新のご案内をいたします。

【職務】

小児慢性特定疾病の医療費助成の支給認定申請に必要な医療意見書の作成です。

医療意見書は、下記のHPからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

小児慢性特定疾病情報センター

<http://www.shouman.jp/>

*上記サイトに入って画面左側の「小児慢性特定疾病とは？」の部分をクリックしていただくと、疾患の検索ができる画面に移ります。「疾患群検索」「50音順検索」「ABC順検索」「キーワード検索」のいずれかの方法で患者様の疾患を検索いただき、医療意見書を印刷していただきますようお願いいたします。

*新制度では、疾病ごとに医療意見書の様式が異なります。

裏面につづく

指定医の要件について

以下の①②の要件を満たしたうえで、③または④のどちらかを満たすこと

- ① 診断または治療に5年以上従事した経験を有すること
- ② 診断書を記載するのに必要な知識と技能を有すること
- ③ 学会が認定する専門医（別添資料）の資格を有すること
- ④ 小児慢性特定疾病の診断および治療に従事した経験があり、都道府県が行う研修を修了したこと

留意事項

【留意事項】

- 申請は、主として小児慢性特定疾病の診断を行う医療機関の所在都道府県に行うこととなります。ただし、医療機関の所在地が政令指定都市または中核市の場合は、所在政令指定都市または所在中核市に行うこととなります。
大津市内の医療機関でも医療意見書を作成される場合は、大津市長からも指定を受ける必要がありますので、ご注意ください。
- 児童福祉法施行規則第7条の14の規定により、申請いただいた事項に変更が生じた場合、指定医の指定を辞退される場合は申請が必要となります。
- 指定を行った指定医を滋賀県が公表します。
(公表内容は医療機関の所在地、医療機関名、診療科、指定医氏名です。)

【問合せ先】

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

滋賀県庁健康医療福祉部健康寿命推進課
難病・小児疾病係

電話：077-528-3547

○厚生労働省告示第四百六十五号

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条の十第一項第一号の規定に基づき、児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格

児童福祉法施行規則第七条の十第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格は、次の表の上欄に掲げる認定機関に応じ下欄に掲げる専門医の資格とする。

認定機関	専門医の資格
日本内科学会	総合内科専門医
日本小児科学会	小児科専門医
日本皮膚科学会	皮膚科専門医
日本精神神経学会	精神科専門医
日本外科学会	外科専門医

日本整形外科学会	整形外科専門医
日本産科婦人科学会	産婦人科専門医
日本眼科学会	眼科専門医
日本耳鼻咽喉科学会	耳鼻咽喉科専門医
日本泌尿器科学会	泌尿器科専門医
日本脳神経外科学会	脳神経外科専門医
日本医学放射線学会	放射線科専門医
日本麻酔科学会	麻酔科専門医
日本病理学会	病理専門医
日本臨床検査医学会	臨床検査専門医
日本救急医学会	救急科専門医
日本形成外科学会	形成外科専門医
日本リハビリテーション医学会	リハビリテーション科専門医
日本消化器病学会	消化器病専門医
日本循環器学会	循環器専門医
日本呼吸器学会	呼吸器専門医

日本小児外科学会	小児外科専門医
日本リウマチ学会	リウマチ専門医
日本小児循環器学会	小児循環器専門医
日本小児神経学会	小児神経科専門医
日本小児血液・がん学会	小児血液・がん専門医
日本周産期・新生児医学会	周産期（新生児）専門医
日本婦人科腫瘍学会	周産期（母体・胎児）専門医
日本生殖医学会	婦人科腫瘍専門医
日本頭頸部外科学会	生殖医療専門医
日本放射線腫瘍学会	頭頸部がん専門医
日本医学放射線学会	放射線治療専門医
日本医学放射線学会	放射線診断専門医
日本手外科学会	手外科専門医
日本脊髄外科学会	脊椎脊髄外科専門医
日本脊椎脊髄病学会	

日本集中治療医学会

集中治療専門医